

(第50号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

- 所得割率 100分の8.32を100分の7.92に改正する。
- 所得割の賦課割合 100分の60を100分の59に改正する。
- 均等割額 46,200円を45,600円に改正する。
- 均等割の賦課割合 100分の40を100分の41に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

- 所得割率 100分の2.88を100分の2.87に改正する。
- 所得割の賦課割合 100分の60を100分の59に改正する。
- 均等割額 15,900円を16,200円に改正する。
- 均等割の賦課割合 100分の40を100分の41に改正する。

③介護納付金賦課分

- 所得割率 100分の2.13を100分の2.20に改正する。
- 所得割の賦課割合 100分の54を100分の56に改正する。
- 均等割額 18,000円を17,400円に改正する。
- 均等割の賦課割合 100分の46を100分の44に改正する。

(2) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当(5割軽減)

- 被保険者等の合計数に乗ずる金額 29.5万円を30.5万円に改正する。

②第3号該当(2割軽減)

- 被保険者等の合計数に乗ずる金額 54.5万円を56万円に改正する。

(3) 低所得者の保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当(7割軽減)

- 基礎賦課額に係る均等割額 32,340円を31,920円に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額 11,130円を11,340円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

12,600円を12,180円に改正する。

②第2号該当（5割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額

23,100円を22,800円に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

7,950円を8,100円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

9,000円を8,700円に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額

9,240円を9,120円に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

3,180円を3,240円に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額

3,600円を3,480円に改正する。

(4) 未就学児の保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当（基礎賦課額）

○7割軽減対象世帯に係る均等割額

6,930円を6,840円に改正する。

○5割軽減対象世帯に係る均等割額

11,550円を11,400円に改正する。

○2割軽減対象世帯に係る均等割額

18,480円を18,240円に改正する。

○7割、5割、2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額

23,100円を22,800円に改正する。

②第2号該当（後期高齢者支援金等賦課額）

○7割軽減対象世帯に係る均等割額

2,385円を2,430円に改正する。

○5割軽減対象世帯に係る均等割額

3,975円を4,050円に改正する。

○2割軽減対象世帯に係る均等割額

6,360円を6,480円に改正する。

○7割、5割、2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額

7,950円を8,100円に改正する。

(5) 賦課限度額を次のとおり改める。

- 基礎賦課限度額 65万円を66万円に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課限度額 24万円を26万円に改正する。

2 改正理由

- (1) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。
- (2) 国民健康保険法施行令の改正により、低所得者に対する保険料均等割額の軽減判定所得の基準を拡大する。
- (3) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。
- (4) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、未就学児の保険料を減額する額を改正する。
- (5) 国民健康保険法施行令の改正による、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げに伴い、当該限度額を改正する。

3 令和7年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※1	賦課限度額 ※2
令和7年度	医療分(59:41)	7.92%	45,600	111,035	660,000
	支援分(59:41)	2.87%	16,200	39,876	260,000
	介護分(56:44)	2.20%	17,400	39,313	170,000
	計	12.99%	79,200	190,224	1,090,000
	対前年増減	-0.34%	-900	-3,535	30,000
令和6年度	医療分(60:40)	8.32%	46,200	115,142	650,000
	支援分(60:40)	2.88%	15,900	39,466	240,000
	介護分(54:46)	2.13%	18,000	39,151	170,000
	計	13.33%	80,100	193,759	1,060,000

※1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※2 国民健康保険法施行令で決定(国)

4 施行時期

令和7年4月1日から施行する。

5 その他資料

別紙「中野区国民健康保険条例新旧対照表」

中野区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の7.92</u> (基礎賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>45,600円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の41</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>660,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.87</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の59</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条～第15条の3 (略)</p> <p>(基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.32</u> (基礎賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>46,200円</u> (基礎賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)</p> <p>第15条の5～第15条の7 (略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の9～第15条の11 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.88</u> (後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32</p>

条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき16,200円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の41)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)
(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、260,000円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)
(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.20(介護納付金賦課総額の100分の56)に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき17,400円(介護納付金賦課総額の100分の44)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)
(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を

条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,900円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)
(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)
(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.13(介護納付金賦課総額の100分の54)に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき18,000円(介護納付金賦課総額の100分の46)に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)
(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を

減額して得た額（当該減額して得た額が660,000円を超える場合には660,000円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が260,000円を超える場合には260,000円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用

減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には650,000円）及び第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が240,000円を超える場合には240,000円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の

合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について31,920円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について11,340円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について12,180円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、305,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について22,800円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,100円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8,700円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所

合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について32,340円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について11,130円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について12,600円

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、295,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について23,100円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について7,950円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,000円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所

得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、560,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,120円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,480円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,840円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を

得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について9,240円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,180円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3,600円

第19条の3 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,930円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を

減額した世帯 11,400円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を

減額した世帯 18,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

22,800円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を

減額した世帯 2,430円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を

減額した世帯 4,050円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を

減額した世帯 6,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

8,100円

第19条の5～第24条の5 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

減額した世帯 11,550円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を

減額した世帯 18,480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

23,100円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を

減額した世帯 2,385円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を

減額した世帯 3,975円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を

減額した世帯 6,360円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

7,950円

第19条の5～第24条の5 (略)

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)